

（宛先）和歌山保健所長

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

① 申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
② 営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)		資格の種類		食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会		都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称	
					年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載			
	自動販売機の型番		業態			
HACCPの取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理				
③ 業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐
④ 営業届出	営 業 の 形 態					備考
	1					
	2					
	3					
⑤ 担当者	(ふりがな)					電話番号
	担当者氏名					

受付者： 監視員： 月 日（ ） 時 分 ☐連絡待ち

裏面：営業許可のみ

[illegible]

注意事項

- 1 食品衛生法第55条第1項の規定による申請の場合は、①から③まで及び⑤から⑨までの項目を記入すること。
2 ⑩の項目のうち「許可の番号及び許可年月日」は、許可の有効期限満了に際し引き続き同一の許可を受けようとする場合に記入すること。
3 食品衛生法第57条第1項の規定による届出の場合は、①から④までの項目を記入すること。